

船舶事故調査報告書

平成22年11月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年8月21日 10時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市向島南東の似骨ノ礁 <small>にほねのそわ</small> 尾道市加島九頭竜山山頂（109m）から真方位260° 1,260m <small>かしま</small> 付近（概位 北緯34° 22.3′ 東経133° 13.7′）
事故調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	引船 第十八 <small>たま</small> 玉丸、97トン 134542、個人所有 23.95m×7.50m×2.90m、鋼 ディーゼル機関2基、735kW（合計）、平成6年10月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年5月13日 免状交付年月日 平成17年8月16日 免状有効期間満了日 平成22年10月24日
死傷者等	なし
損傷	船尾船底に凹損、前部船底に擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約1.7m、船尾約3.1mの喫水で、広島県向島と加島の間を約8.3ノットの対地速力で、尾道糸崎港三原に向かって南西進した。 船長は、向島と加島の間を似骨ノ礁灯浮標を船首目標にして南西進中、前路に漁具の旗や浮流物を視認したので、以前にも通過したことがあった同灯浮標の西方を通過することとした。 船長は、似骨ノ礁灯浮標の西方に浅所が存在することを知っていたが、同浅所が上江府島の近くにあるので、同灯浮標と浅所の間には可航水域があると思っていた。 本船は、似骨ノ礁灯浮標の西方に向けて南西進中、船長が、右舷方を見て上江府島の近くにあるはずの浅所を探しながら航行し、同灯浮標を通過して間もなく、平成22年8月21日10時30分ごろ、加島九頭竜山山頂から真方位260° 1,260m付近の似骨ノ礁に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 2.0m/s、気温 32.6℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、これまで似骨ノ礁灯浮標を5、6回航行したことがあったが、

	<p>このうち2回は、同灯浮標の西側を航行し、無事に航行できたので、浅所は上江府島の近くにあると思っていた。</p> <p>本船は、GPSプロッターを装備していたが、日本測地系で表示されていたため、船長が、GPSプロッターで船位を確認することをせず、海図を見ることもしなかった。また、GPSプロッターは、旧式のもので、世界測地系に切り換えると、地形等の表示が判別しにくくなっていた。</p> <p>似骨ノ礁灯浮標は、加島の西方約800mに設置された左舷標識であり、同灯浮標付近から西方約200mまでの間に似骨ノ礁と称する干出岩などが存在しており、また、同灯浮標の西方約600mには、上江府島が存在している。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、向島と加島の間を似骨ノ礁灯浮標の東方に向けて南西進中、船長が、前路に漁具の旗や浮流物を視認したので、以前にも通過したことがあった同灯浮標の西方を通過することとした際、同灯浮標の西方にある似骨ノ礁が上江府島の近くにあると思い込み、海図やGPSプロッターにより、似骨ノ礁の位置を確認しなかったことから、同礁に向けて航行し、同礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が向島と加島の間を似骨ノ礁灯浮標の東方に向けて南西進中、船長が似骨ノ礁の位置を確認せずに航行したため、同礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	